

第1回 一関地区広域行政組合  
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
整備候補地選定委員会

日時 平成30年9月12日(水)午後1時30分～午後2時30分

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ 研修室811

次 第

委嘱状の交付

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長・副委員長互選
- 5 協 議
  - (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備計画について
  - (2) 候補地選定の手順について
  - (3) その他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会委員名簿

No.	氏名	よみがな	備考	専門分野等
1	東 淳樹	あずま あつき	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
2	大河原 正文	おおかわら まさふみ	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
3	田中 一幸	たなか かずゆき	(一般財団法人日本環境衛生センター)	廃棄物処理
4	千葉 啓子	ちば けいこ	医学博士 (岩手県立大学研究・地域連携本部)	環境影響評価
5	中澤 廣	なかざわ ひろし	工学博士 (岩手大学)	廃棄物処理工学
6	平塚 明	ひらつか あきら	理学博士 (岩手県立大学)	植物生態学
7	山本 博	やまもと ひろし	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

五十音順

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会設置要綱

平成30年 8月13日  
一関地区広域行政組合告示第36号

(設置)

第1 平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設及び関連施設(以下「施設等」という。)の整備候補地の選定等を行うため、一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の整備候補地の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、管理者が招集する。

- 2 委員会の会議は、半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、候補地の選定等の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人及びその他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの並びに事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを他人に漏らしてならない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務管理課において行う。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文(抄)(平成30年8月13日告示第36号)

平成30年9月1日から施行する。

協議2

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定の手順と考え方

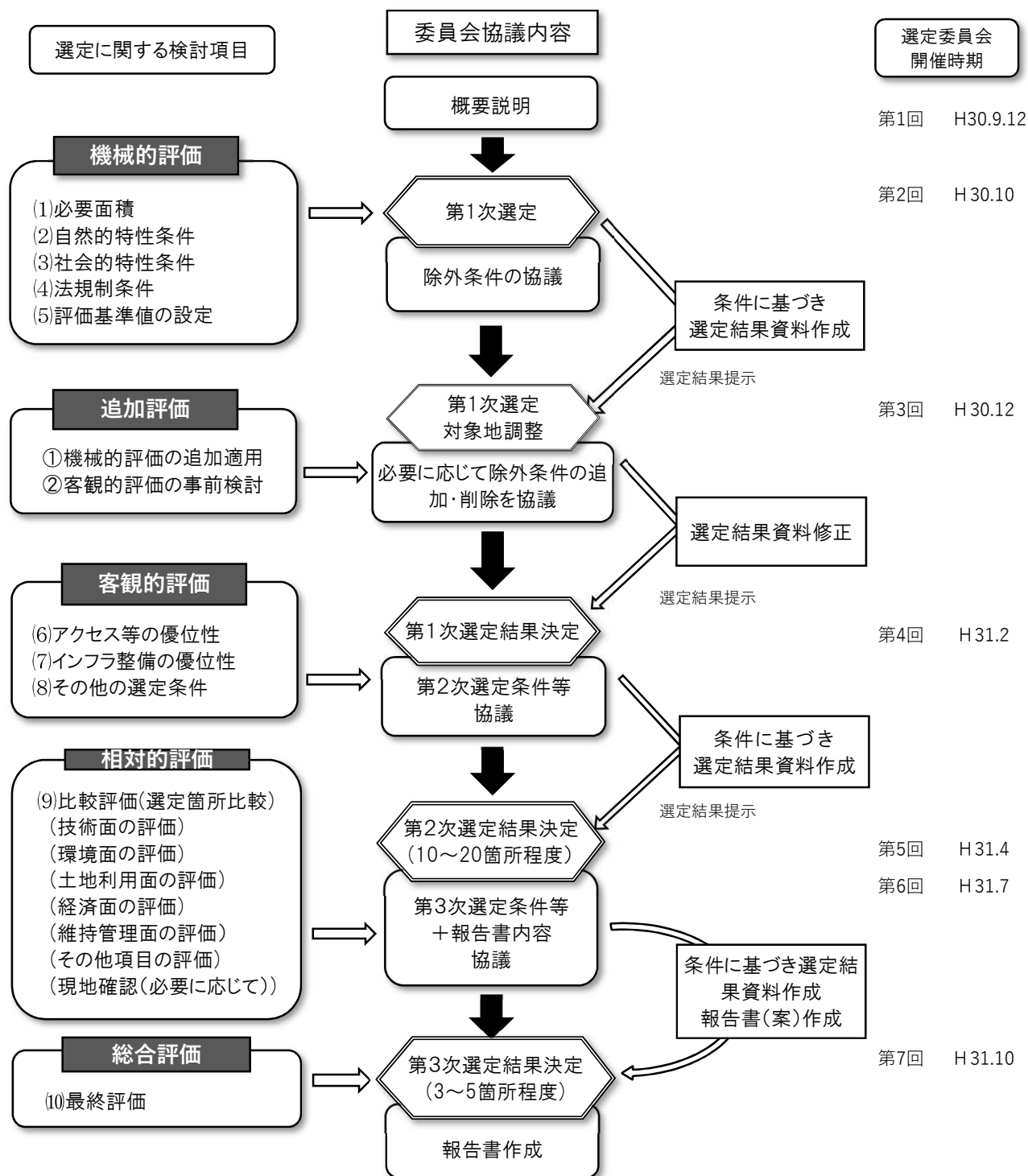
- 委員会による候補地選定の手順は下図による。
- 検討は、以下の考え方にに基づき、3段階で進める。

第1次選定：必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第2次選定：候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第3次選定：技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

候補地選定フロー



# 一関地区広域行政組合審議会等の会議の公開に関する要綱

平成28年4月1日

一関地区広域行政組合告示第14号

## (趣旨)

第1 この告示は、審議会等の会議の公開に関する基本的な事項を定め、住民に対して審議会等の会議の状況を明らかにすることにより、組合業務への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた組合運営の推進に寄与することを目的とする。

## (会議の公開等)

第2 審議会等の会議の公開に関しては、一関市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成18年一関市告示第13号）の例による。この場合において、「一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例（平成19年一関地区広域行政組合条例第2号）」と、「総務部総務課長」とあるのは「総務管理課長」と、「市民の室及び各支所市民ホール等」とあるのは「一関市にあつては市民の室及び各支所市民ホール等に、平泉町にあつては町民ホール等」と、「市民の閲覧」とあるのは「住民の閲覧」と、「市のホームページ」とあるのは「組合のホームページ」と、「市民等からの」とあるのは「住民等からの」と、「一関市情報公開条例第7条」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例第7条」と、「一関市情報公開条例第 条第 号」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例第 条第 号」と読み替えるものとする。

○一関市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成18年 1 月31日

告示第13号

改正 平成19年 3 月 7 日告示第52号

平成19年 5 月18日告示第147号

平成23年 3 月31日告示第62号

平成24年 9 月26日告示第196号

平成26年 2 月28日告示第26号

平成26年 3 月28日告示第45号

平成27年 3 月31日告示第60号

(趣旨)

第1 この告示は、審議会等の会議の公開に関する基本的な事項を定め、市民に対して審議会等の会議の状況を明らかにすることにより、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2 この告示の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び規則又は要綱等により設置された附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）とする。

(会議の公開の基準)

第3 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審査、審議等を行う場合

(2) 公開することにより審議会等における当該会議の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

(非公開の決定)

第4 審議会等の会議を非公開とするときは、第3に定める会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等が会議を公開しないことと決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。

3 傍聴に関する手続等は、次のとおりとする。

(1) 会議を開催する当日は、会議の会場入口に会議の名称及び開始時刻を掲示するものとする。

(2) 傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から開始時刻の5分前まで会場入口で行うものとする。

(3) 傍聴者の選定については、定員に達するまでの先着順によるものとする。ただし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、当該審議会等の判断により、定員を超えて傍聴を認めることができる。

(4) 審議会等は、報道機関の有する公共性に鑑み、会議に関する報道機関の取材に対して、協力するよう努めるものとする。

4 審議会等は、傍聴者に傍聴に係る注意事項を記載した書面(様式第1号)を配布する等、傍聴者に当該注意事項を周知し、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

5 傍聴者は、前項による注意事項を遵守し、会議における秩序を維持しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、傍聴に関する手続等及び傍聴に係る注意事項は、審議会等において、これを変更することができる。

(会議開催の周知)

第6 審議会等の庶務の担当課(以下「担当課」という。)は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催の通知(様式第2号の1、第2号の2又は第2号の3。以下これらを「会議開催の通知」という。)を総務部総務課長に提出しなければならない。



- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員（会議を公開する場合に限る。）
- (5) 傍聴の可否及び手続（会議の全部又は一部を公開しない場合は、その理由）
- (6) 担当課名等問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定により提出された会議開催の通知は、市民の室及び各支所市民ホール等において市民の閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

（会議録の作成）

第7 審議会等は、会議終了後2週間以内に会議録を作成するものとする。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者（委員及び事務局等）
- (5) 議題
- (6) 公開、非公開の別
- (7) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (8) 傍聴者の数（会議を公開した場合に限る。）
- (9) 審議内容
- (10) 担当課名
- (11) 前各号に定めるもののほか、審議会等が必要と認める事項

3 会議録の記録方式は、次のとおりとする。

- (1) 審議内容を整理して公表するという観点から、要点をまとめ、主たる内容を箇条書きで記載する要約記録方式とする。
- (2) 委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なわないようにするため、発言者の氏名は公表しないものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、審議会等の長が必要と認めたときは、全文記録方式により記録し、又は発言者の氏名を公表することができる。

(会議録及び会議資料の公表)

第8 担当課は、公開した会議について、第7第1項の会議録及び会議資料を直ちに総務部総務課長に提出するものとする。

2 総務部総務課長は、前項の規定により会議録及び会議資料の提出を受けたときは、市のホームページに掲載するものとする。この場合において、当該会議録及び会議資料に不開示情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除いたものを公表するものとする。ただし、会議資料の掲載が困難であると認められる場合は、次項の規定による閲覧による公表とすることができる。

3 担当課は、担当課窓口において会議録及び会議資料を市民の閲覧に供するものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

4 担当課は、市民等からの求めに応じ、前項の規定により公表された会議録及び会議資料の写しを費用を徴した上で交付するものとする。

5 第2項及び第3項の規定による公表は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

6 担当課は、会議を非公開とした場合であっても、第2項及び第3項の規定に準じて当該会議に係る会議録及び会議資料を公表するよう努めなければならない。

(審議会等一覧表の作成及び公開)

第9 担当課は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠等を記載した一覧表(様式第3号。以下「審議会等一覧表」という。)を作成し、4月15日までに総務部総務課長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された審議会等一覧表は、市民の室において市民の閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

3 年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、前2項の規定の例による。

～以下様式等省略～

## 一関地区広域行政組合情報公開条例（関連部分抜粋）

### （公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないと認められる情報

(2) 個人情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員である者を除く。）、地方公務員（地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいう。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認め

られるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 組合の機関、国の機関、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 組合の機関、国の機関、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 組合若しくは組合以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ